

2005年1月31日

ナットソース・ジャパン株式会社

「CERの長期供給力についての考察」について

ナットソース・ジャパン株式会社（以下当社）では、京都議定書の発効を目前に、京都議定書遵守のための重要なツールである CDM 事業から発行されるクレジットについて、2020 年までの長期の供給力を試算し、当社と京都メカニズム活用に関してアドバイザー契約を締結している企業に配布した。また、ナットソース・ジャパン・レター2005年2月号に、御購読者の今後のご検討の一助に資することレポートの抜粋（グラフ部分）を掲載した。以下に要約のみを公表する。

考察の前提

- ◇ 価格水準は現状（US\$7～8/CO₂ トン）で推移（需給の変化による価格変動は考察外）
- ◇ 第二約束期間以降もクレジット発行の要件は第一約束期間と同じ
- ◇ 化学系の GHG の中でフロン系 3 ガスやアジピン酸起源の N₂O 等はクレジット・ペリオドの更新は不可能（最長 10 年のクレジット・ペリオドである）
- ◇ 上記の制約がある事業について、国家戦略的に開始時期を調整することはない
- ◇ 新規の技術革新（燃料電池等）の導入については考察の対象外
- ◇ シンク CER は補填義務があるため考察の対象外
- ◇ LFG などメタン系バイオマス及び炭鉱メタンは、発電等エネルギー転換に使用した場合でもメタンとカウントし、逆にパイプライン等の天然ガスへのエネルギー転換は CO₂ としてカウント

なお、クレジット発行のカウントは事業実施年ベースで行なったため、クレジット発行年とラグが生じる可能性がある。

考察の対象

- ◇ 議定書上のリスク（EB での方法論の諾否や登録の可否）を現状よりやや弾力的な運用がなされる基準ケース（ ）
- ◇ 現状より CDM が厳格に運用されるケース（ ）
- ◇ CO₂ やメタンに限って弾力的な運用がされる、かつ、メタンイニシアティブ及び省エネ運輸等の CO₂ 削減に政策的インセンティブが与えられるケース（ ）

データ及び分析方法

データは、公開された約 100 件の事業の PDD を地域や事業種類別に分類し、公開されている又は当社に寄せられている数百件の事業についての PIN や PCN にその傾向を当てはめる。その上で、プロジェクト実施の確度、事業開始時期の修正、クレジット発行の確度、当社で入手できていない事業の情報についての修正などを考慮して、基準（のケース）の設定をおこなった。

についての分析は、地球大での制度運用上の問題であるので事業種類ごとに当社が想定した係数をかけることによって分析を行った。

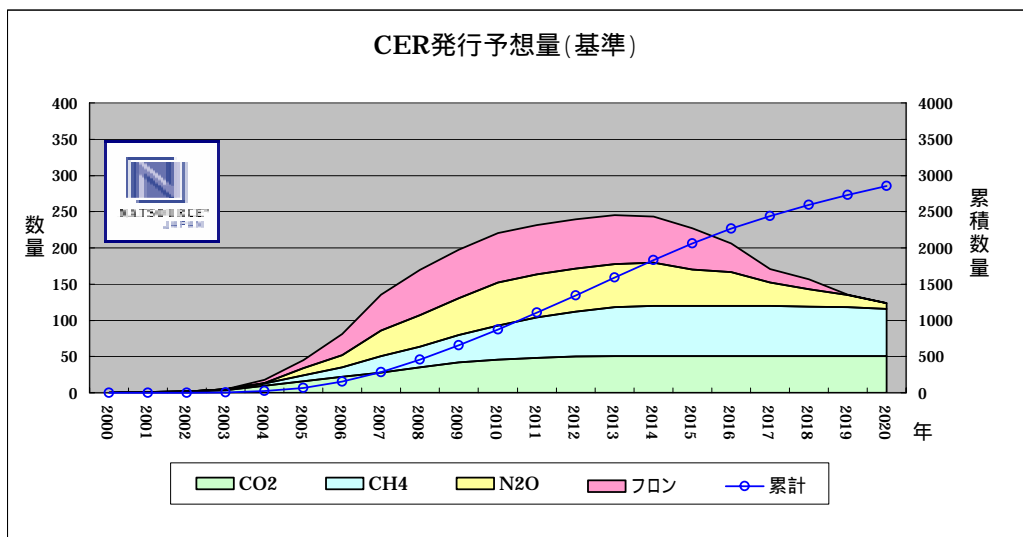
については、上記係数のほか、経済的インセンティブによる潜在的事業の顕在化を考慮し、年度によって事業別に別途係数を設定した。

なお、当社に寄せられている個々の情報は機密保持契約によって守られているため、当社グループ内の情報でも使用しなかったものもあるなど制約があった。当社の営業戦略上最も重要な情報であるため、本稿の個別データは一切開示できないことをお断りしておく。

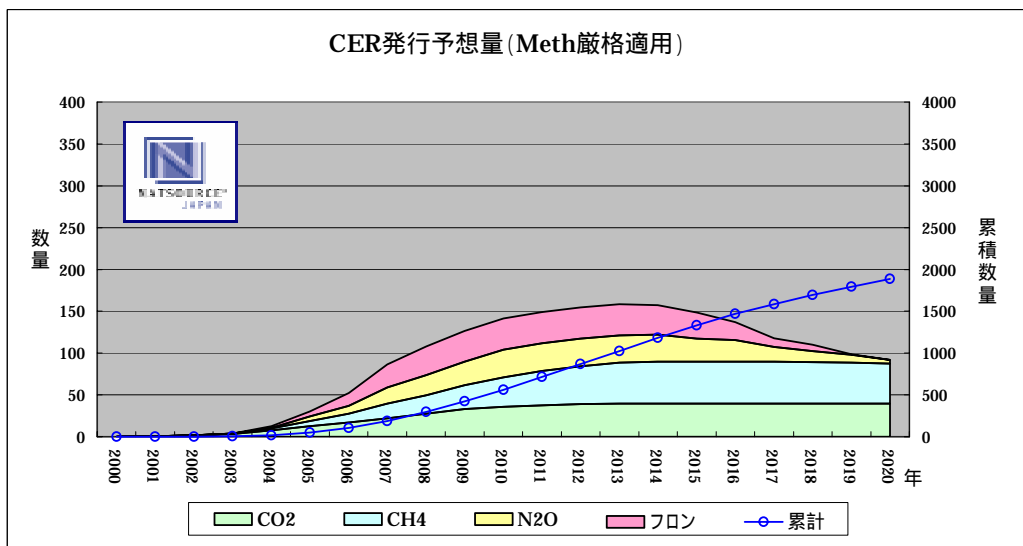
本考察について

本考察については、上記のとおりデータは一切公表できない。ただ、当社に集積した数百のデータをもとに、恣意性が含まれる係数を基に考察を行なったため、推計値が100%正確である保証はないが、今後CDM制度や議定書のフレームワークの議論に対し、本稿が一助となれば幸いである。なお、学術、ビジネスにかかわらず引用をされる場合には出典の記載をお願いする。

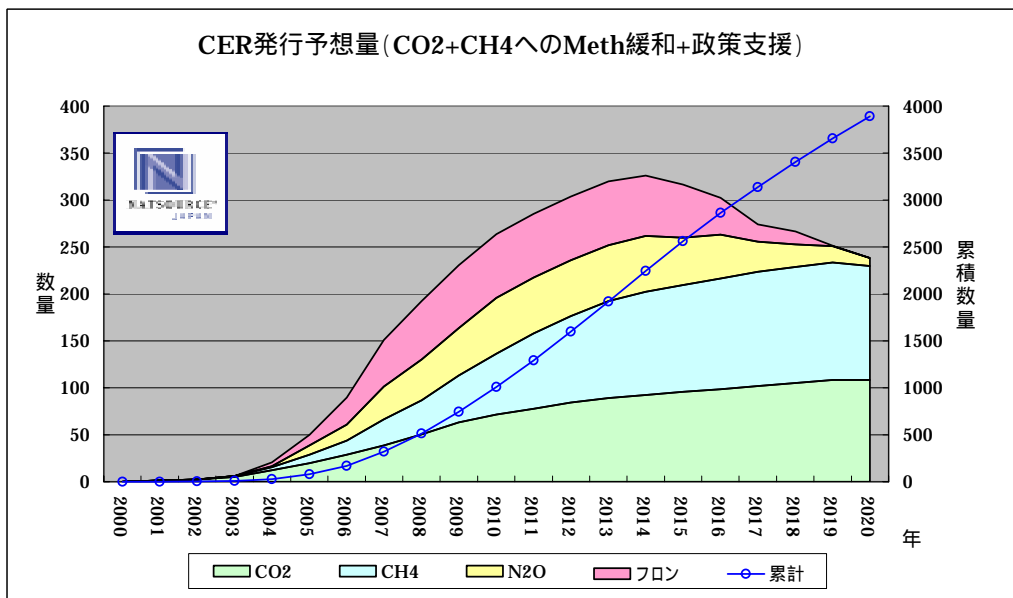
基準のケース (百万CO2 トン単位)



Meth 厳格適用のケース(百万CO2 トン単位)



Meth 緩和(一部)+ 政策的支援実施のケース(百万CO2 トン単位)



まとめ

今回の考察以前に、現状のCDM制度の運用では十分なクレジットの発行が可能か、という疑念があった。意見交換をした方の中には本考察の最最低ケースである のケースより少ないのではという感触を持っている方もいる。

本考察における結論の一つとして、今後現状の枠組で推移する場合、フロンやアジピン酸起因のN₂Oへの依存が非常に多くなる。その場合、特に2015年以降のCER供給力が急激に減退すると考えられる。

議定書は、単にその遵守が目的ではなく、条約の究極の目標に対する第一歩である。そのため、まず円滑な立ち上がりを意識した制度運用が重要であると考え。第一約束期間において、議定書を批准しGHG排出削減の責務を負った国が、義務履行に対し過度の危機感や負担感を持つ事は、2013年以降の責務の議論に対しマイナスの影響を与えかねない。全てのGHGに対するCDM制度の運用を緩和することに対しては抵抗感や批判も強く起こると考えるが、対象を絞ってCO₂やメタンについては弾力的な運用が行うことは円滑な立ち上がりにも有効な施策と考える。CDM事業が実施されない限り、途上国におけるGHG排出削減はなかなか進まず、結果として過度の厳しい制度運用が地球温暖化を助長するという現実に目を向けることも重要である。

また、フロンやアジピン酸を起源とするCDM事業がクレジット・ペリオドを10年とする傾向が強いが、CO₂などの事業は21年をかけてCERの収益を求めるケースも多い。このような事業を支援するため、日本政府がバックアップを進めている省エネCDMや運輸CDM、米国を含む多くの国が推進を始めているメタンイニシアティブなどを施策により、CO₂やメタンなど人々の暮らしに比較的近い場所での温室効果排出削減に対する手厚い支援を行うことも有効である。これは、単に期近のCER供給量の面だけでなく、長期的なCER供給力確保の観点から、効果的な推進を図るべき施策と考える。

出来れば、CDM事業を促進する の様な複合的施策がとられることが望ましいと結論付ける。

以上

(ナットソース・ジャパン(株) アドバイザリー・ユニット)